

特別養護老人ホーム レストフルヴィレッジにおける
給食調理業務委託に係る一般競争入札について

社会福祉法人宝珠会が運営する事業所における給食調理業務委託について、次のとおり一般競争入札に付するので、公告する。

令和 7 年 7 月 7 日

社会福祉法人宝珠会
理事長 内藤 和か子

1 入札に付する事項

(1) 名称・種別・業務場所

名 称：特別養護老人ホーム レストフルヴィレッジ

種 別：定員 80 名 デイサービス 10 名

業務場所：神奈川県足柄上郡松田町寄 3090-1

(2) 業務概要

入所者に対して適正な栄養量を確保し、満足度の向上を図るとともに快適な入所生活を送れるように委託者の指示に従い、安全で効率的かつ安定的な食事（朝食、昼食、夕食、おやつ）の提供を行う。

(3) 契約期間

ア 契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日まで

イ 契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日までの期間は円滑に業務を履行する体制を確立するための準備期間とし、この期間における経費等は受託者の負担とする。

2 参加資格要件

本入札の公告日から落札者決定日において次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 一般競争入札公告の日から契約締結までの間において市町村又は他の地方公共団体から入札参加等停止の措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 現時点において神奈川県内の第一種社会福祉事業（社会福祉法第 2 条第 2 項）に該当する施設で給食調理業務を受託している者であること
- (6) 本社所在地における法人税、消費税、地方消費税、都道府県税及び市区町村税の税金滞納がないこと
- (7) 代行保証の体制を有している者であること

3 契約条項等を示す場所及び問合せ先

当施設ホームページ

4 入札参加申込書の配布及び提出期限

(1) 入札参加申込書の配布

入札参加申込書等の配布は当施設ホームページからダウンロードする方法で行うこと

(2) 提出期限 令和7年7月12日（土）午後4時まで

(3) 提出方法 特別養護老人ホームレストフルヴィレッジへ持参

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年7月14日（月）午後2時から

(2) 場 所 特別養護老人ホームレストフルヴィレッジ相談室（松田町寄 3090-1 番地）

(3) 代理人をもって入札する場合は委任状を提出すること

6 入札保証金

免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合、入札額の総額の100分の5の納付を要する。

7 契約保証金

免除

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
詳細については別添入札説明書を参照とする。

9 その他

詳細は入札説明書によるものとする。

入札説明書

【提出書類】

■第1次審査時

(1) 参加願・委任状

別紙1、2のとおり

(2) 参加資格確認申出書

別紙3のとおり

(3) 給食業務受託実績

別紙4のとおり

(4) ユニットケア形式での食事提供業務の実績

別紙5のとおり

(5) 暴力団等に関与のない旨の誓約書兼承諾書

別紙6のとおり

(6) 企画提案書：7部※以下の記載内容を表記し、A4横で作成してください。

<記載内容>

①会社概要

- ・従業員総数、管理栄養士数、栄養士数、調理師数
- ・神奈川県内における高齢者福祉施設・病院の受託実績
- ・直近の財務状況がわかるもの

②会社方針・運営コンセプト

- ・食事提供に対する基本理念
- ・施設側との連携体制（施設との窓口担当の配置等）

③食事提供業務への取り組み姿勢

- ・高齢者福祉施設の食事提供における基本的な考え方
- ・献立に対する考え方
- ・嚥下困難者に対する食事提供について（食事に限らず、お茶・スポーツドリンク等のゼリー化や濃厚流動食の固形化等についても併せて記載）
- ・食思不振者、個別対応（個々の嗜好）に対する食事提供について
- ・見積価格を前提とした普通食1週間分の仮献立表、1日分の食事のモデル写真（朝・昼・ター普通食・下困難者<1週間分の仮献立表>の両方）を添付してください。

④ご利用者の満足度を高める取り組み

- ・誕生会、季節行事、選択食など行事食やイベント食などについての提案

⑤衛生管理体制

- ・調理に関する安全衛生に対する考え方及び取り組み
- ・ノロウイルスを含む食中毒予防に対する取り組み
- ・食材の調達とその保管に関する安全衛生管理
- ・異物混入や誤配膳等の事故防止や再発防止に対する取り組みを含むリスク管理

⑥具体的な従業員の教育研修体制と年間の実績回数

⑦人材確保や人材定着への取り組み

⑧運営管理体制

- ・効率的で安定した食事の提供に向けた職員体制について（配置人数、保有資格、常勤、非常

勤の区分、経験年数など)の提案

⑨危機管理体制

- ・緊急時の対応方法（食材の調達、人員の確保・配置など）
- ・PL 保険加入の有無、損害賠償の方法について
- ・非常時のセントラルキッチンの有無、所在地等

⑩その他（特記すべき点等）

■第2次審査時

給食業務委託契約に係る価格書

別紙7のとおり

1 か月分の食材費+1 か月分の業務管理費=1 か月分の食材費と業務管理費の合計

10. 入札保証金及び契約保証金

免除 ただし、落札者が契約を締結しない場合、入札額の総額の100分の5の納付を要する。

11. 事業者選定・決定方法

事業者の選定は、次のとおり、当会の給食業務委託選定委員会で行います。

○第1次審査：令和7年7月14日（月）

提出された書類の審査と、企画提案書による説明をしていただき、当法人の評価基準に基づいて審査し、第1次審査合格者を決定します。

なお、可否については、令和7年7月28日（月）までに参加事業者あてに通知します。

○第2次審査：令和7年7月28日（月）（予定）

第2次審査で、最終決定をします。

なお、最終決定となった者は、1ヶ月以内に食事提供に係る業務委託契約書をご提出ください。

12. お問い合わせ先と期間

[お問い合わせ先]

社会福祉法人宝珠会

電話番号：0465-88-2910

E mail：houjyukai@restful-vllage.com

[お問い合わせ期間]

令和7年7月7日（月）～7月11日（金）の、午前9時から午後5時までとします。

なお、施設・厨房の見学や図面等の公開等、希望がある場合には、上記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。日程を調整させていただきます。

13. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出にかかる費用の一切は参加者の負担とします。
- (2) 企画提案書等、提出いただいた入札関連の一切の書類は返却いたしませんので、必要な場合は写しをお取りください。なお、提出いただいた一切の書類は給食業務委託事業者

の選定以外の目的には使用いたしません。

(3) 参加願には、社印と代表者印を押印してください。

(4) 参加願に記載された代表者以外の方が1次審査、2次審査に参加される場合は代表者からの委任状を用意してください。

(1次審査、2次審査の委任状及び参加される方の名刺＜代表の方1名＞を、1次審査、2次審査が行われる日にご持参ください。)

参 加 願

令和 年 月 日

社会福祉法人宝珠会
理事長 内藤 和か子 様

所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

社会福祉法人宝珠会「給食業務委託契約」にかかる一般競争入札への参加を申し込みます。

委 任 状

令和 年 月 日

社会福祉法人宝珠会
理事長 内藤 和か子 様

職名

私は、氏名
一切の権限を委任します。

㊞を代理人と定め、下記件名の業者選定にかかる

件名 社会福祉法人宝珠会 給食業務委託契約

[参加者]

所在地

商号又は名称

代表者名

㊞

参加資格確認申出書

令和 年 月 日

社会福祉法人宝珠会
理事長 内藤 和か子 様

所在地
商号または名称
代表者職氏名

㊞

社会福祉法人宝珠会「給食業務委託契約」にかかる一般競争入札に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申し出ます。なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

次のものを具体的に証明する書類

1. 神奈川県内に所在する本社・支社または営業所の住所が確認できる書類
2. 過去5年以内に150床以上の病院または、神奈川県内で給食受託実績があることの確認できる書類（神奈川県内にて現に受託している特別養護老人ホーム、病院もしくは老人保健施設の給食業務委託契約書の写し）
（別紙4又は会社の事業概要等でわかるもの）
3. ユニットケア形式での食事提供業務の実績が確認できる書類
（別紙5又は会社の事業概要等でわかるもの）
4. 一般財団法人医療関連サービス振興会のサービスマークの取得が確認できる書類
5. 日本メディカル給食協会に加盟していることが確認できる書類
6. PL保険に加入していることが確認できる書類
7. 給食業務（弁当、社員食堂等を含む）に関して、本社または支社（営業所）のいずれかで、ISO9000シリーズ、ISO14000またはISO22000シリーズを取得していることが確認できる書類（会社の事業概要等でわかるもの）
8. 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書
（別紙6）

給食業務委託実績

受託した施設等の名称	左記施設の所在地 (市町村名)	受託期間	食数 (1 日)

※2022～2024 年度の神奈川県下での特別養護老人ホーム、病院、老人保健施設の給食業務の受託実績を時系列ですべて記入してください。また、当該事実が確認できる発行物（会社概要等）があれば併せて提出願います。なお、食数は1日当たりの契約食数とします。

上記の記載内容については事実と相違ありません。

令和 年 月 日

所在地

商号または名称

代表者職氏名

㊞

ユニットケア形式での食事提供業務の委託実績

受託した施設等の名称	左記施設の所在地 (市町村名)	受託期間	食数 (1 日)

※2022～2024 年度の神奈川県下での特別養護老人ホーム、病院、老人保健施設の給食業務の受託実績を時系列ですべて記入してください。また、当該事実が確認できる発行物（会社概要等）があれば併せて提出願います。なお、食数は1日当たりの契約食数とします。

上記の記載内容については事実と相違ありません。

令和 年 月 日

所在地

商号または名称

代表者職氏名

㊞

令和 年 月 日

暴力団等に関与のない旨の誓約書兼承諾書

社会福祉法人宝珠会
理事長 内藤和か子 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

社会福祉法人宝珠会「給食業務委託契約」にかかる一般競争入札への参加を申し込むにあたり、下記の項目について相違がないことを誓約します。また、誓約内容確認のため、社会福祉法人宝珠会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

記

1. 自己または自社の役員等または使用人が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律＜平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という＞第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を与えるなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と知りながらこれを利用している者。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
2. 1 の (1) から (8) に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

社会福祉法人宝珠会
理事長 内藤和か子 様

所在地
商号または名称
代表者職氏名

印

記

1. 食材費

朝食	(円)
昼食	(円)
夕食	(円)
合計	(円)

1 か月分の業務管理費 円

1 か月分の食材費と業務管理費の合計 円

注：記載の金額は税別とします。

食事提供業務に係る基本的事項

社会福祉法人宝珠会（以下「委託者」という）の利用者食事サービス業務を受託する者（以下「受託者」という）は、委託者の指示に従い、本書及び別に定める食事提供業務委託仕様書（以下「仕様書」という）に基づき誠実に行うものとする。

1. 受託者は、利用者食事サービス業務が介護の一環として提供されるものであって、介護行為と同様に本施設の運営上極めて重大な食事療法であることを認識のうえ行うこと。
 - ①本施設の諸規則を遵守するとともに品位を保つこと。
 - ②厨房施設、調理器具ならびに食材、調理済み食品は食品衛生の見地から十分に取り扱いに注意すること。
 - ③当法人のユニットケアの考え方について理解し、配慮できること。
2. 委託者、受託者の業務分担及び経費分担区分は、仕様書に定めるとおりとする。
3. 受託者が実施する食種は、施設内約束食事に定められた一般食、の下調整食及び治療食（特別加算食及び加算できないその他の治療食）とし、1日朝、昼、夕の3回、年中無休で提供すること。又医療依存の高い方等に対する食事提供及び個別の対応等ができること。
4. 受託者は適時適温を配慮した食事サービス業務を行うとともに行事食（国民の祝日や、季節行事日に提供する食事）や選択食の対応等、常に利用者の豊かな食生活の向上に努めること。
5. 献立表は施設内約束事箋に定めた栄養基準、及び委託者の算出した給与栄養目標量を満たすように受託者が作成する。又、受託者は、より質の高い食事を提供するための提案を積極的に行うこと。
6. 利用者食の調理は、施設内の指定された調理施設で受託者の選定する責任者の十分なる監の下に行われること。
7. 受託者は、必要な栄養量が確保できる適正量・質を遵守し、利用者の満足度を満たすことができる内容とすること。
8. 食器の洗浄消毒業務は、食器の運用や衛生面を鑑み、適正に行なうこと。

- (1) 残飯はできるだけ速やかに解体分別処理を行い、下膳及び浸漬したままの状態で長時間放置しないこと。残飯及び厨茶等の廃棄物は委託者の指示に従い速やかに所定の容器に投入し、長時間放置しないこと。
- (2) 食器及び備品扱いについては、十分に注意し破損しないように取り扱うこと。
なお、不用意な取り扱いにより破損したと認められる場合は、受託者がその責務を負うものとする。

9. 受託者は、食事サービス業務の性質上、特に衛生面に関しては、調理施設内外の清潔保持と整理と整頓と食器等調理器具の完全消毒を始めとして、従事者の保健衛生等に至るまで十分に留意すること。また、提供する食事に異物が混入することがないように使用する食材、食器類には調理時、盛り付け時はもとより配膳時にも十分に留意すること。

なお、衛生管理の詳細は委託者の示す衛生遵守事項に従うとともに「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 29 年 6 月 16 日生食発 0616 第 1 号）を規範とし、当該マニュアルに基づく「調理施設自主点検表」によって自主点検を行うこと。

- (1) 受託者は、「食品衛生法施行条例別表第 1（第 2 条関係）管理運営基準」に基づき常勤者である責任者を置き、常に指示・監督のもとその業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、全従事者に対し定期健康診断を年 1 回以上実施すること。また、検便検査（赤痢、サルモネラ、病原性大腸菌 0-157）については 5 月から 10 月の間は各月 2 回、その他の月は 1 回実施の上、その結果を委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、食材料納品業者に対して、食品の製造や運搬等で食材を扱う従業員の月 1 回以上の検便検査結果（赤痢、サルモネラ、病原性大腸菌 0-157）の提出を求め、その結果を委託者に報告すること。
- (4) 受託者は、提供した食事に異物混入の訴えやその食事による感染症や食中毒が発生、又はその疑いのある場合は、直ちに食事の提供を中止するとともに委託者並びに保健所等に連絡し、万全の措置を図ること。

10. 本施設では、より満足度の高い利用者を目指すために定期的に利用者食の満足度調査を実施している。調査を実施するに当たり受託者は、提供した食事の評価及び利用者ニーズの把握の為、調査表の配布、回収、集計業務などに協力すること。

- (1) 調査結果については、謙虚に受け止め改善すべき内容については、速やかに対応を実施すること。
- (2) 本施設の調査結果に、経年的比較検討を加えた結果、食事の満足度が有意な差をもって低下している場合においては、根本的な改革に全社を上げて取り組み、改善策を実行に移すこと。

11. 受託者は、下記の条件を満たす従事者を配置するとともにその人員の確保に努め、受託業務に支障をきたさないようにし、常に食事サービス業務の向上と円滑な運営を行い、

また、従事者を頻繁に変えることのないように努め、やむを得ず変更する場合は業務の質の低下を招かないものとする。

①食品衛生責任者

食品衛生法に定める衛生管理を行うため、常勤者である食品衛生責任者を配置すること。

②従事者

1) 栄養士

栄養士は、入居者への食事に関する専門知識・経験を有するものとする。

2) 調理師

調理師は、栄養治療管理の特殊性を考慮し、利用者食に関する専門知識・経験を有するものとする。

12. 受託者は、従事者に対しては利用者食事サービス業務を適切に行うために必要な衛生や守秘義務についての知識及び調理作業を円滑に行うための技能を修得することを目的とした研修を定期的実施すること。

13. 受託者は、従事者の資質向上を目的として積極的に利用者の評価を、食事サービス業務に生かすこと。

14. 受託者は、委託者が受け入れる研修生・実習生の教育に関して積極的に協力すること。

15. 大規模地震や台風等の自然災害が発生した場合においても、利用者等には給食を完全に実施する必要がある。このことから、災害時における食材の搬送方法、確保方法、また給食業務に携わる職員の派遣方法等を明記した危機管理マニュアルを策定し、委託業務開始前までに委託者へ提出すること。

16. 代行保証

受託者が業務を遂行することが困難となった場合の危険の担保として、業務代行する保証人を立てること。

17. 委託者は、受託者がこの契約に明らかに違反したとき及び、次の号に該当する事由を生じた場合、食事提供業務委託契約を解除することができる。

(1) 受託者が正当な理由なくこの仕様の全部または一部を履行しないとき。

(2) この契約を履行するにあたり、受託者または従事者等に不正・不当な行為があったとき。

(3) 受託者がこの契約を履行する能力を明らかに失ったと認められるとき。